

## 第426回南国市議会定例会会議録

第7日 令和4年6月23日 木曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 横山 聖二
子育て支援課長 長野 洋高	長寿支援課長 中村 俊一
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 高橋 元和
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 山崎 伸二	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 吉本 晶先	都市整備課長 若枝 実

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	池本滋郎
教育長	竹内信人	学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

\*—————\*

#### 議事日程

令和4年6月23日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和4年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 南国市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 南国市税条例等の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 南国市支所設置条例を廃止する条例
- 第7 議案第7号 市道の廃止について
- 第8 議案第8号 市道の認定について
- 第9 議案第9号 市道瓶岩体育館線道路整備工事（橋梁下部工・道路工）請負契約の締結について
- 第10 議案第10号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第11 議案第11号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第12 議案第12号 南国市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 第13 議案第15号 南国市立小中学校用電子黒板購入契約の締結について
- 第14 承認要求書
- 第15 議員派遣の件

\*-----\*

**本日の会議に付した事件**

日程第1より日程第15まで

\*-----\*

午前10時2分 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

\*-----\*

**議案第1号から議案第12号まで、議案第15号**

○議長（浜田和子） この際、議案第1号から議案第12号まで及び議案第15号、以上13件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長植田豊議員。

\*-----\*

令和4年6月21日

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

総務常任委員長  
植 田 豊

**総務常任委員会審査報告書**

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第9款消防費 第2条債務負担行為の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	第3条地方債の補正		
第4号	南国市税条例等の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第5号	南国市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第9号	市道瓶岩体育館線道路整備工事（橋梁下部工・道路工）請負契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第10号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第11号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第15号	南国市立小中学校用電子黒板購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

\*

〔5番 植田 豊議員登壇〕

○5番（植田 豊） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第15号の7件であります。去る21日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第9款消防費、第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は4億7,563万3,000円の増額であり、歳入では、農林水産業費負担金90万円、国庫支出金4億1,689万5,000円、県支出金1,750万円、財政調整基金繰入金813万8,000円及び市債3,220万円を増額するものです。

歳出では、消防費関係では、非常備消防費1,493万8,000円及び防災費130万円を増額しております。

債務負担行為につきましては、人権施策推進基本計画策定業務委託に係る限度額293万7,000円を追加しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号南国市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例等の一部を改正するもので、主な改正の内容は、上場株式等の配当所得等の課税方式を個人住民税と所得税とで一致させること並びに住宅ローン控除の延長及び見直しが行われることに伴う所要の規定の整備であり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号南国市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市の管理する場所に放置された自動車について、所有者が判明しない場合等に、施錠の解除並びに移動及び保管ができるようにするため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号市道瓶岩体育館線道路整備工事（橋梁下部工・道路工）請負契約の締結についてにつきましては、瓶岩体育館・公民館への進入路として、新たな橋梁建設を含めた道路整備を行うに当たり、5月26日に制限付一般競争入札を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号消防ポンプ自動車購入契約の締結についてにつきましては、北部分団国府班の消防ポンプ自動車を購入するに当たり、4月21日に指名競争入札を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号消防ポンプ自動車購入契約の締結についてにつきましては、岡豊分団八幡班の消防ポンプ自動車を購入するに当たり、4月21日に指名競争入札を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第15号南国市立小中学校用電子黒板購入契約の締結についてにつきましては、市立小中学校用の電子黒板を購入するに当たり、6月16日に指名競争入札を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

す。

○議長（浜田和子） 産業建設常任委員長村田敦子議員。

＊

令和4年6月21日

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

産業建設常任委員長

村 田 敦 子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 7 号	市道の廃止について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 8 号	市道の認定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

＊

〔15番 村田敦子議員登壇〕

○15番（村田敦子） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、7号、8号の3件であります。去る21日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました

ので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費についてであります。主な内容は、農林水産業費関係では、地産地消促進事業費270万円及び中山間振興費3,590万円を増額計上し、商工費関係では、新型コロナウイルス感染症関連緊急経済対策事業費3億1,976万3,000円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号市道の廃止については、空港南5号線及び空港南6号線は、国営圃場整備事業の実施に伴い、廃止するものであります。下島学校線は、国営圃場整備事業の実施に伴う起点の変更に加え、終点の地番の修正が必要であることから、一度廃止するものであります。野田口東線は、国営圃場整備事業の実施に伴う終点の変更が必要であることから、一度廃止するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号市道の認定については、久枝下島線は、国営圃場整備事業の実施に伴い、新設されたことから、市道として認定するものであります。下島学校線は、国営圃場整備事業の実施に伴う起点の変更に加え、終点の地番の修正が必要であることから、一度廃止した後、再度認定するものであります。野田口東線は、国営圃場整備事業の実施に伴う終点の変更が必要であることから、一度廃止した後、再度認定するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） 教育民生常任委員長丁野美香議員。

＊

令和4年6月21日

南国市議会議長 浜田和子様

教育民生常任委員長  
丁野美香

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第

103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 号	南国市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	相当と認める
第 3 号	南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	相当と認める
第 6 号	南国市支所設置条例を廃止する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第12号	南国市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔2番 丁野美香議員登壇〕

○2番（丁野美香） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第3号、議案第6号、議案第12号の5件であります。去る6月21日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費（追加接種）8,383万2,000円を増額計上し、教育費関係では、小学校新型コロナウイルス感染症対策事業費1,240万円、中学校新型コロナウイルス感染症対策事業費480万円を増額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号南国市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、老朽化した日章公民館別館の取壊しに伴い、本条例の一部を改正するもので、審査の結果、相当

と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号南国市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、附属設備の使用料に関する規定を追加することから、本条例の一部を改正するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号南国市支所設置条例を廃止する条例につきましては、令和4年10月から支所業務を郵便局に委託し、支所を閉鎖することから、本条例を廃止するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第12号南国市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてにつきましては、令和4年10月から支所業務を郵便局に委託するに当たって、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定により、南国市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（浜田和子） これにて委員長報告は終わりました。

—————\*—————

○議長（浜田和子） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。  
1 番杉本理議員。

〔1 番 杉本 理議員登壇〕

○1 番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

議案第1号令和4年度南国市一般会計補正予算の賛成討論を行います。

コロナから復活しようとしている日本経済に原油や原材料の高騰が立ちはだかっています。市民生活においても賃金がなかなか上がらぬのに物価だけがごんごん上がる状況です。今回の6月補正や5月の専決では、国の緊急対策を原資として様々な施策が盛り込まれました。学生支援及び地産地消としてのお弁当の事業、そして年末にかけて予定されているプレミアム商品

券の事業など、市民生活にとって重要なものであり、賛成するものであります。

なお、今回国がこのようなものに使ったらどうかと列挙したものは、今回の市の施策に盛り込まれたもの以外にも数多くあります。一例を挙げると、学校給食や農業者、そして水光熱への支援などです。実際近隣自治体でも補正に盛り込まれているものもあります。本年度秋以降に予定されている第2弾においては、このようなメニューも盛り込む必要があることを述べておきまして、本議案への賛成討論といたします。

○議長（浜田和子） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第6号まで、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第6号まで、以上6件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号から議案第12号まで及び議案第15号、以上7件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第12号まで及び議案第15号、以上7件はいずれも原案のとおり可決されました。

—————\*—————

### 承認要求書

○議長（浜田和子） 日程第14、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

—————\*—————

### 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉

会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により  
要求します。

記

1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
1. 目 的 所管事項の把握
1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期 間 調査終了まで

令和4年6月23日

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

総務常任委員長 植 田 豊

産業建設常任委員長 村 田 敦 子

教育民生常任委員長 丁 野 美 香

議会運営委員長 野 村 新 作

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（浜田和子） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

—————\*—————

○議長（浜田和子） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（浜田和子） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第426回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時24分 閉会